第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

△

M_{21} ＝ 0.02300
M_{22} ＝ 0.02258
M_{23} ＝ 0.02220
M_{24} ＝ 0.0225
M_{25} ＝ 0.0225
M_{26} ＝ 0.0221
M_{27} ＝ 0.0204
M_{28} ＝ 0.0207
M_{29} ＝ 0.0109
M_{30} ＝ 0.01037
$M_{令元}$＝ 0.00107
$M_{令2}$＝ 0.00172
$M_{令3}$＝ 0.00274

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

Q　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助す

○

M_{21} ＝ 0.02301
M_{22} ＝ 0.02259
M_{23} ＝ 0.0230
M_{24} ＝ 0.0225
M_{25} ＝ 0.0225
M_{26} ＝ 0.0221
M_{27} ＝ 0.0204
M_{28} ＝ 0.0102
M_{29} ＝ 0.0110
M_{30} ＝ 0.00162
$M_{令元}$＝ 0.00107
$M_{令2}$＝ 0.00172

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

Q　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助す